

7 金融関係

ア 銀行

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
		16 年度	17 年度	18 年度		
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し(金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフルッティングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	検討	検討		(金融庁) 普通銀行の社債発行の在り方について、実務におけるニーズ等を踏まえ、検討を行っているところ。	
特定融資枠契約(コミットメント・ライン契約)の借主範囲の拡大(法務省、金融庁)	コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)にも拡大することが可能であるか否かを検討する。	検討	検討		(法務省、金融庁) 法務省及び金融庁としては、コミットメント・ライン契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行う方針である。 コミットメント・ライン契約については、平成15年に実施した借主側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメント・ライン契約を利用したいというニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主側にコミットメント・ライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その後変化したか慎重に見極めていく必要がある。 このため、法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非については、さらに借主のニーズの把握などをを行い、慎重に判断していく必要があると考えている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 導 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大)(金融庁)	銀行のほか業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえた上で、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。	検討	結論		(金融庁) 銀行の自己競落子会社の競落対象物件の範囲拡大については、親銀行の持つ膨大な顧客情報を取得し得る自己競落子会社が不動産市場へ与える影響等について懸念が示されており、措置困難と結論した。			
銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃(金融庁)	上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、証券取引法第65条の趣旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、結論を得る。 【証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成16年政令第354号)】	措置済(12月施行)						
銀行による証券仲介業務の解禁(金融庁)	銀行と証券の連携強化に関して、第159回通常国会に法案提出を行う。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】	措置済(12月施行)						
信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大(金融庁)	銀行の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証の内、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を一定限度で認めることについて検討し、結論を得る。	検討	結論		(金融庁) 銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度中に撤廃すると結論付けた。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討を行っているところ。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
銀行代理店に係る諸規制の緩和(金融庁)	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことについて、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。		検討		(金融庁) 定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことについては、銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号)の施行に伴う内閣府令及び告示改正(平成18年4月1日施行予定)において措置する。			
店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化(金融庁)	為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。	内閣府令改正予定			(金融庁) 当座預金を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所に係る休日や営業時間の規制については、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令改正(平成18年4月1日施行予定)において措置する。			
銀行における収入依存度規制の更なる緩和(共同従属会社の設立の容認)(金融庁)	共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。	第162回国会に法案提出予定			(金融庁) 銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号)において措置済み。			
銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等(金融庁)	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。	検討開始	結論		(金融庁) 従属業務を営む会社は銀行業からみれば他業であるが、分社化を通じた経営の効率化等の観点から、親銀行との一体性を確保することを前提として特例で認められているものであり、銀行からの収入を全く受けない従属業務会社の設立については、銀行の他業禁止に係る子会社の業務範囲の趣旨を逸脱するものであり、措置困難とする結論を得た。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 導 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省)	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成14年12月)における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。	措置済 (4月)						
信託業規制の見直し(信託会社の一般事業法人への解禁等) (金融庁)	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁する。また、信託銀行に認められている信託代理店を出すことを信託会社についても認めるとともに、その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとどまらず、幅広く認める。 【信託業法(平成16年12月3日法律第154号)】	措置済(12月施行)						
信託業法における受託財産制限の緩和 (金融庁)	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。 【信託業法(平成16年12月3日法律第154号)】	措置済(12月施行)						
信託業務のみを取り扱う施設・設備(「信託専門店舗等」という)の設置の可能化、及び信託専門店舗等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化(金融庁)	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第108号)】【信託会社等に関する総合的な監督指針(平成16年12月28日)】	措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
信託銀行への投資一任業務の解禁 (金融庁)	信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成15年法律第54号)】	措置済(4月施行)						
信託兼営金融機関に対する投資一任業務の解禁 (金融庁)	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律施行規則(昭和57年大蔵省令第16号)を改正して、投資顧問業法施行時に投資顧問業を営んでいた信託兼営金融機関以外の信託兼営金融機関も投資一任業務を行えるようにする。 【金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第16号)】	措置済(4月施行)						
資産流動化に際しての信託宣言の許容 (法務省)	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。		検討・結論		(法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。 要望内容については、信託法案において、信託宣言(自己信託)を許容することを措置。			
更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直し (金融庁、法務省)	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直しを行う。		検討・結論		(金融庁、法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。 要望内容である商事信託関連法制の見直しについては、信託法案の中で、受託者の義務の合理化、受益者の多数決での意思決定を許容、信託の併合・分割の制度の新設などを内容とする見直しを実施。			
信託法第58条の見直し (金融庁、法務省)	S P C法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。		検討・結論		(金融庁、法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。 要望内容については、信託法案において、裁判所が終了を命じることのできる要件を改めるという形で措置。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容				講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考	
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		16年度	17年度	18年度		
業態間の相互参入(金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	16年度以降検討・結論(結論を得たものから逐次措置)			(金融庁) 第159回通常国会において、証券取引法等の一部を改正する法律が成立し(平成16年6月2日)、銀行等による証券仲介業務が解禁された(同年12月1日施行)。 また、第161回臨時国会において、信託業法が成立(平成16年11月26日)、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となった(同年12月30日施行)。 第163回国会において、銀行法等の一部を改正する法律が成立し(平成17年10月26日)、利用者保護等のための所要の措置を講じた上で、幅広い一般の事業者の参入を可能とする銀行代理業制度が創設された(平成18年4月1日施行予定)。 銀行等が販売できる保険商品については、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成17年内閣府令第84号)(平成17年12月22日施行)により、新たな弊害防止措置を講じた上で、一部の商品を先行解禁した。残る保険商品についても、平成19年12月までの間、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置の実効性についてモニタリングを行った上で、全面解禁する予定。	
21株式会社の資本減少、準備金減少の際の債権者保護手続における個別催告の省略(法務省)	株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別催告を省略する。 【電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律】(平成16年法律第87号)	措置済(2月施行)				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
22信託業務における媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備(金融庁)	信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。 【信託会社等に関する総合的な監督指針(平成16年12月28日)】	措置済						
23タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化(金融庁)	「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(要請)」に係る調査表の提出を廃止する。 【タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(調査表の廃止)(平成17年2月24日)】	措置済						
24銀行持株会社及び銀行による届出手続の簡素化(金融庁)	銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社について重複して行う届出については、事務の簡素化の観点から、運用面の見直しを検討し、結論を得る。		検討・結論		(金融庁) 銀行の子会社、関連会社の設立等については銀行法に基づく届出を行う必要があるが、同一の事項に関して、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ届出を行う必要がある場合においては、銀行及び銀行持株会社の連名により、1つの届出書として提出することが可能であることを、平成17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」-5において明確化している。			
25信託財産に係る議決権保有規制の弾力化(公正取引委員会)	「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準について、認可後計画的に信託財産において増加割合年1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなったような場合も、一定の条件の下で例外的に許容することとなるなど、基準の弾力化をはかる。		検討・結論		(公正取引委員会) 「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準の弾力化をはかることについて結論を得て、同基準の削除を内容とする「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(11条ガイドライン)の改定案についてパブリックコメントを実施した(平成18年3月15日) その後、原案どおり同ガイドラインの改定を行い、公表した(平成18年4月27日)			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
26銀行による優先株の保有規制の緩和(金融庁)	現在、銀行法上の5%ルールの例外として規定されている「優先株の普通株への転換」について、「銀行による転換請求による場合」を追加し、たとえば、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けたような場合には、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする。		検討		(金融庁) 企業再建を目的として取得した優先株の普通株への転換については、議決権取得制限の趣旨を踏まえ、転換後の処分計画等の策定を条件により可能とする内閣府令改正(平成18年4月1日施行予定)において措置する。			
27信用保証協会保証付債権の譲渡範囲の拡大(経済産業省)	譲渡先の範囲拡大、さらには、どのような条件の下に承認すべきかについて、審議会の議論も踏まえ、関係省庁と調整の上、早急に結論を得る。		結論		(経済産業省) 平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告を踏まえ、同年8月1日に改正政令等を施行し、中小企業再生支援協議会等の公的再生支援機関が策定支援した再建計画及び私的整理ガイドラインに基づいた再建計画による場合に、再生ファンド及びサービサーへの譲渡を認めることとした。			

イ 協同組織金融機関

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
信用金庫等による劣後債の発行(金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内の信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	検討	検討		(金融庁) 協同組織金融機関は会員からの自己資本調達が原則であること、また、現在、外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていることを踏まえ、信用金庫の業務運営における債券の発行の必要性等を勘案しつつ検討している。			
信用金庫の会員資格の見直し(金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討	検討		(金融庁) 中小企業、個人等を専門分野とする協同組織金融機関の設立の趣旨・目的に照らし、会員資格の資本金基準のあり方について検討する。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止 (金融庁)	金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で検討を行い、16年度中に結論を得る。	検討・結論	結論		(金融庁) 協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」については、銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号。平成18年4月1日施行予定)において措置した。			
員外貸出先の拡充 (金融庁)	PFI法上の「選定事業者」を員外貸出先に加えることについて、信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められる中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行う。	検討開始	結論		(金融庁) PFI事業への融資については、銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号)の施行に伴う政令改正(平成18年4月1日施行予定)において措置する。			
一般職員の兼業・兼職制限の廃止 (金融庁)	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。	検討開始	結論		(金融庁) 一般職員の兼業・兼職制限の廃止については、銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号。平成18年4月1日施行予定)において措置した。			
信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応 (金融庁)	信用金庫における計算書類、定款、理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録による作成や保存が可能となるよう措置する。 【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)】	措置済(4月施行予定)						

ウ 証券

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
金融サービス(投資)法制の横断化(金融庁)	現在の証券取引法を改組して、銀行・保険以外の分野(=資本市場分野)を横断的にカバーできる投資者保護法制(投資サービス法(仮称))を構築する。		逐次結論・措置			(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出。 この中で、証券取引法を金融商品取引法(いわゆる「投資サービス法」)に改組し、投資性のある幅広い金融商品・サービスを対象とした横断的な利用者保護法制を整備。			
証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て(法務省)	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン(証券を保管する業者)等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。		17年度以降引き続き検討・結論			(法務省) 間接保有証券の準拠法に関する条約の署名及び批准の要否等について、この点に関する諸外国の検討状況を踏まえながら、引き続き法制審議会において検討を行った。 なお、同条約については、欧米を含め、同条約を署名、批准した国が一つもない状況にあることから、引き続き諸外国の検討状況を踏まえながら、平成18年度以降も検討を継続する必要がある。			
信託受益権の有価証券化及び振替制度の対象化(法務省・金融庁)	信託受益権を有価証券として取り扱うことについて、現行法制における種々の問題点の把握や分析を行った上で、平成17年度中に所要の結論を得る。	検討	検討・結論			(法務省、金融庁) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。 要望内容については、信託法案の中で、受益証券発行信託制度を創設し、同整備法案の中で信託受益権を証券取引法上の有価証券とすることを措置。			
	また、仮に、信託受益権を有価証券として取り扱うことが可能であるとされた場合においては、振替制度の対象とすることについて速やかに検討を開始し、所要の結論を得る。		17年度以降検討・結論			(法務省、金融庁) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。 要望内容については、同整備法案の中で信託受益権を振替制度の対象とすることを措置。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大(金融庁)	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加えることについて、有価証券市場において問題がないことを確認の上、関係法令の改正を17年中に実施する。		措置		(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出。 この中で、株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義を見直すことを措置。			
証券取引法における「子法人等」の定義の改正(金融庁)	証券取引法における「子法人等」等と他法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨等を踏まえて検討し、平成17年度中に結論を得る。 【金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第92号)】	一部措置済(12月施行)	検討・結論		(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出。 2法律に基づく政令・内閣府令を整備する中で検討する。			
証券会社口座における株式配当金の受領について(金融庁)	証券会社の付随業務に自社顧客の株式配当金の代理受領業務が含まれると解釈することを明確にする。	措置済(12月)						
外国証券会社の取引に係る規制の見直し(金融庁)	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」については、海外関連会社のための取引に限定した上で、注文の4要素(売買の別、銘柄、価格、数)の全てについて証券会社が定めることを可能とすることについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第55号)】	措置済(6月施行)						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
公開買付けの適用除外範囲の拡大 (金融庁)	「3分の1ルール(強制的公開買付制度)」において適用除外としている「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付者の自己名義で所有している株券等に係る議決権だけでなく、公開買付者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断するものとし、所要の措置を講ずる。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第354号)】	措置済(12月施行)						
証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大 (金融庁)	事業会社の適格機関投資家要件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価した上で検討を行う。		検討		(金融庁) 金融審議会報告(17年12月22日)を踏まえ、事業会社について適格機関投資家の範囲を拡大するとともに、個人についても一定の者が適格機関投資家となる途を開くための検討を行っている。			
適格機関投資家の申請手続の緩和 (金融庁)	適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とし、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済(12月施行)						
	さらなる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成17年度以降に検討する。		17年度以降検討		(金融庁) 金融審議会報告(17年12月22日)を踏まえ、適格機関投資家の範囲の拡大と合わせて検討を行っている。			
有価証券の私募に関する規制の見直し (金融庁)	a 少人数私募及びプロ私募の社債の券面記載要件について、転売制限等の制限を券面自体に記載するのではなく、別の書面によって譲渡制限を通知する等の代替手段も可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済(12月施行)						
	b 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)で定める「同一種類の他の有価証券」の定義を改正して、私募の要件を満たしているか否かを判断する際の	措置済(12月施行)						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
	通算の対象となる有価証券の範囲を明確化する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】							
社債の発行登録制度における訂正発行登録書提出基準の緩和 (金融庁)	例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項変更については訂正発行登録書の提出を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行登録書の提出基準を緩和する。 【企業内容等開示ガイドライン(平成16年12月1日)】	措置済(12月施行)						
社振法における「短期社債」の要件見直し (法務省・金融庁)	短期社債の発行における総額引受要件について会社法の整備の一環として廃止の方向で見直しを行い、平成16年度中に法案提出を行う。 (第162回国会に関係法案提出)	法案提出	措置		(法務省、金融庁) 第164回国会において「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律87号)」が成立。(平成17年7月26日公布。平成18年5月1日施行。)			
投資法人による参考方式・発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参考方式の有価証券届出書を利用することを可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済(12月施行)						
S P Cによる発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	資産流動化証券についても、発行登録制度の利用を可能とすることについて検討する。	検討	検討		(金融庁) 資産流動化証券に係る発行登録制度の利用を可能とすることについて、投資家保護の観点等を踏まえた上で検討を行っている。			
投資法人の資金調達手段の多様化 (金融庁)	投資法人のC Pの発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を行い、結論を得る。		検討	結論	(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出。 この中で、一定の条件下で投資法人のC Pの発行を可能とすることを措置。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容	実施予定期						
		16年度	17年度	18年度				
投資信託の統合のための規定の整備 (金融庁)	投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正や金融審議会における集団投資スキームについての議論を踏まえ、平成17年度中に検討を開始する。		検討開始		(金融庁) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。 要望内容については、信託法案の中で、信託の併合を導入し、同整備法案において投資信託の併合についての手続規定を整備。			
有価証券届出書等の記載事項の見直し (金融庁)	近年の株式公開や上場時における株主状況の多様性等を勘案した上で、現在、上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準を緩和する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済(12月施行)						
ブックビルディング等に係る有価証券届出書における申込期間の記載の明確化 (金融庁)	有価証券届出書様式の記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を講ずる。	措置済						
公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮 (金融庁)	企業の資金調達の円滑化の観点から、公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の2年から1年に短縮する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済(12月施行)						
21有価証券報告書の提出義務の緩和 (金融庁)	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で、検討を行う。	検討	検討		(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出。 この中で、有価証券報告書の提出義務の緩和を措置。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
22目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化 (金融庁) <ITウ に再掲>	証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)の電磁的方法による提供が認められるための要件である 当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈を明確化する。	措置済						
23目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 (金融庁) <ITウ に再掲>	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができるとすることとする。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	措置済(12月施行)						
24投資証券に関する大量保有報告制度の導入 (金融庁)	投資証券を大量保有報告制度の対象とすることについて、金融審議会等で平成17年度中に検討を開始する。		検討開始		(金融庁) 金融審議会報告(17年12月22日)を踏まえ、投資証券を大量保有報告制度の対象とするための検討を行い、措置を講ずる。			
25投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し (金融庁)	過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前における使用が可能である旨を明確化するよう、平成16年度中に措置する。【企業内容等開示ガイドライン(平成16年12月1日)】	措置済(12月施行)						
26英語での情報開示及び書類の提出の容認 (金融庁)	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクリージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。 (第162回国会に開示法案提出)	法案提出	措置		(金融庁) 証券取引法の一部を改正する法律(平成17年法律第76号)により措置(17年6月29日公布)			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
27グローバルETFの募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略(金融庁)	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出を可能とするよう、投資家保護上の問題に配意しつつ、英語によるディスクロージャーを可能とする証券取引法の改正にあわせて措置する。		措置		(金融庁) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正を行い、所要の措置を実施(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第103号)平成17年12月1日施行)			
28外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和(金融庁)	投資サービス法における議論を踏まえつつ、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び、運用報告書の交付義務の在り方について検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出。 この中で、一定の条件を付した上で外国発行者による事前届出義務等の規制の緩和を可能とすることを措置。			
29財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引規制の緩和(金融庁)	一定の弊害防止措置を講じた上で、パッシブ・ファンド等恣意的裁量の入る余地がない場合におけるインターナル・クロス取引を行う場合については、「個別の取引ごとの顧客の同意」を得るとの要件について検討を行う。		検討		(金融庁) 投資家保護の観点に留意しつつ、検討を行っているところ。			

工 保 険

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全(金融庁)	特別勘定が設定された保険商品のうち最低保証のないものについては、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権を保護する措置を講ずる。 (第162回国会に係る法案提出)	法案提出			(金融庁) 「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)により、特別勘定が設定された保険商品のうち最低保証のないものについては、厳格な分別管理を前提として、保険関係請求権を保護する措置を講じた(平成18年4月1日施行)			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討	検討		(金融庁) 保険の引受けの対価として現物資産を一般的に觀念することができるか、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平の觀点から適當か等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。			
損害保険に関する契約者保護制度の見直し (金融庁)	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて結論を得、所要の措置を講ずる。 (第162回国会に係る法案提出)	法案提出	措置		(金融庁) 「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)により、損害保険の特性を踏まえた契約者保護制度の見直しを行った(平成18年4月1日施行)			
保険契約移転時における移転単位の見直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の觀点を踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	検討	結論		(金融庁) 責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について一部移転を認めることについては、保険契約者間の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のために責任準備金の公平な分割について十分な検討が必要であり、引き続き慎重に検討を行う。			
保険契約の包括移転にかかる手続の簡素化 (金融庁)	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	検討	検討		(金融庁) 保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて、引き続き検討を行う。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 導 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
保険商品審査期間の一層の短縮 (金融庁)	現行90日とされている保険商品の審査期間については、当該認可申請・届出が定型化された簡易なものである等、短期間での審査が可能であるものである場合には原則60日とする短縮が図られているが、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速化に資する観点から、審査期間の更なる短縮について引き続き努力する。	逐次実施			(金融庁) 現行の保険商品の審査期間については、認可申請・届出が定型化された簡易なものであること等、短期間での審査が可能であるもの場合には原則60日以内と短縮している。また、更に、審査基準の明確化(平成16年6月30日ガイドライン改正)や審査体制の充実(審査要員の確保)を通じて審査手続きの迅速化を図ってきたところである。また、保険業法施行規則、監督指針の改正を予定(平成18年4月)しており、これにより付加保険料について定性的な記載とすることを可能とし、審査の簡素化を図ることとしている。			
保険商品審査基準の透明性確保 (金融庁)	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	逐次実施			(金融庁) 「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について、平成16年6月にガイドライン改正を行い、その項目、記載内容について充実を図ったところであるが、今後もその運用状況を勘案しつつ、必要に応じて検討を行うこととする。			
企業向け自動車保険における特約自由方式の対象範囲の拡大 (金融庁)	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる特約自由方式について、自動車保険のフリート契約(自ら所有・使用する自動車の保険契約締結台数が10台以上となる契約)における現行対象範囲を拡大することについて結論を得、所要の措置を講ずる。	検討・結論	措置(平成17年度前半ガイドライン改正)		(金融庁) 自動車保険のフリート契約における特約自由方式の対象範囲について、「保険会社向けの総合的な監督指針」において、従前は保険契約締結台数が「300台以上」とされていた基準を改定し、全てのフリート契約を対象とすることとした(平成17年8月12日改正)。			
届出制対象保険種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行 (金融庁)	届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第62号)】	措置済(7月施行)						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和(金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	結論を踏まえ措置	実施		(金融庁) 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成17年内閣府令第84号)により新たな弊害防止措置を講じた上で、一部の保険商品を先行解禁した。(平成17年12月22日施行) また、残る保険商品についても、平成19年12月までの間、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置の実効性についてモニタリングを行った上で、全面解禁する予定。			
生命保険の構成員契約規制(金融庁)	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討	検討		(金融庁) 構成員契約規制の在り方については、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。			
保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能業務の拡大(金融庁)	本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、 a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務 b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務 c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務 d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務 e 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務 f 個人の財産形成に関する相談業務 g データ処理業務 といった業務を同一の会社で営むことについて検討する。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第62号)】	措置済(7月施行)						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
保険会社の「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う子会社による証券仲介業の兼営(金融庁)	当該業務の扱い手の在り方や、業務範囲規制(本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。)等の保険会社の子会社の業務の在り方を踏まえつつ、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ営むことの是非について、検討する。		17年度以降検討		(金融庁) 「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ行うことの是非について、当該業務の扱い手の在り方や業務範囲規制(本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。)等の保険会社の子会社の事業の在り方を踏まえつつ、検討している。			
従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大(金融庁)	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	検討	検討		(金融庁) これまで、従属業務子会社の収入依存規制における収入依存先の拡大について検討を行っているが、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社等と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、親会社等との実質的一体性に留意しつつ、引き続き検討を行う。			
複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し(金融庁)	どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題が無いかということを踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする。 (第162回国会に関係法案提出)	法案提出			(金融庁) 「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)により、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とした(平成18年4月1日施行)			
保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁(金融庁)	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の扱い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。	検討	検討		(金融庁) 保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の事業の在り方等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘 (金融庁)	金融審議会において投資サービスの勧誘主体についての検討が行われる予定であることを踏まえ、保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う。		検討開始		(金融庁) 保険会社本体が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、他業リスクの制限等の保険会社の事業の在り方等に留意しつつ検討を行っている。			
保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁 (金融庁)	保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、当該業務の扱い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。		検討		(金融庁) 保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、保険会社の事業の在り方等を踏まえつつ検討している。			
保険会社本体・子会社による証券仲介業者支援業務の解禁 (金融庁)	保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の扱い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社及びその子会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。		検討		(金融庁) 保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の扱い手の在り方や保険会社及びその子会社の事業の在り方を踏まえつつ検討している。			
保険代理店の登録制度における特例措置 (金融庁)	保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図りつつ、電子化実施後も同様の運用で対応する。 また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。	一部措置済 (1月)	措置		(金融庁) 保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等の一定の場合においては、登録制度の運用の見直しを行い、代理店業務の空白期間が極力短くなるよう措置(平成16年1月)を行ったところであるが、電子化実施後も同様の運用で対応する。 (金融庁) 更に制度整備の必要があるかどうかについては、見直された運用の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討する。			
21 变額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立	变額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールを明確化することについて、日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。	一部措置済 (10月施行)	措置(4月施行予定)		(金融庁) 变額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールの明確化については、日本アクチュアリー会による検討結果等を			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
及びソルベンシー・マージン基準のルールの明確化(金融庁)	【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第83号)】 【保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する告示(平成16年金融庁告示第56号)】				踏まえ、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年内閣府令第83号)等(平成16年10月22日施行)「保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する告示」(平成16年金融庁告示第56号)等(平成17年4月1日施行)により措置済。			
22保険業法上の主要株主規制の整理・緩和(金融庁)	「保険会社としての定款変更の届出」と「(他の保険会社の)主要株主としての定款変更の届出」を同時に実行する場合、当該届出を行う保険会社からの届出があれば、届出の趣旨を明確にした上で重複する提出書類について一組の提出で可とするよう運用上の対応を行うこととする。	措置済						
23保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化(金融庁)	保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の提出事由に関し、保険会社が自社株を購入した等の適当と認められる事由による場合には提出期限を緩和することとする。		措置		(金融庁) 「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)により、保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の提出期限を内閣府令で定める場合には緩和することとし、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成17年内閣府令第85号)により、保険会社が自社株を購入した場合等を定めた(平成17年8月1日施行)			
24保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続の明確化(金融庁)	外国当局が求める提出書類等について調査したうえ、ルールの明確化を行う。 【金融庁監督局保険課長通知(平成16年11月10日)】	措置済						
25商品自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険期間の延長(金融庁、国土交通)	商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内から1年以内に延長することについては、自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、自動車損害賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を措置する。		措置		(金融庁、国土交通省) 商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内から1年以内に延長することについては、道路運送者両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(平成17年5月20日国土交通省令第57号)により、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正し、そして自動車損害			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
省)					賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を行った(平成17年金融庁告示第35号「損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第6項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件」)。			
26生命保険会社による前払式証票の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁 (金融庁)	16年度末までに、前払式証票の規制等に関する法律施行規則第16条の改正により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加する。【前払式証票の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第88号)】	措置済(11月施行)						
27骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について (金融庁)	保険要件として必要な、偶然性の確保、モラルリスクの排除などについて確認した上で、骨髄採取手術が保険業法上の保険として引受けを行えるよう、平成16年度中にできるだけ速やかに内閣府令の改正を実施する。	措置済(平成17年3月施行)						
28根拠法のない共済に対する消費者保護ルールの整備 (金融庁)	保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の財産的基礎を要件とする登録制、募集規制(虚偽の表示等の禁止、募集人登録等)等を導入する等、早急に制度の整備をする。 (第162回国会に関係法案提出)	法案提出			(金融庁) 「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)により、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の事業規模の範囲内という条件の下で、少額短期の保険のみを提供する事業者について、その事業の実態に応じた登録制等の新たな規制の枠組み(「少額短期保険業者」)を創設することとした。(平成18年4月1日施行)			

才 その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入(法務省)	債権流動化の基盤整備を進める観点から、譲渡人住所地法によるルールを含む国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることも視野に入れ、同条を含む法例中の国際私法規定の全般的見直しについて引き続き法務省において検討を行い、結論を得る。	検討	結論		(法務省) 平成17年9月6日法務省において「国際私法の現代化のための要綱」を決定、答申。 平成18年2月、法例の全部改正を内容とする「法の適用に関する通則法案」を閣議決定し、国会に提出。				
サービス法の見直し(法務省)	債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等の結果を踏まえて、取扱債権の範囲の拡大等、法改正を含めた検討を行う。	検討	検討		(法務省) 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。				
貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和(金融庁)	平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	検討	検討		(金融庁) 貸金業制度の在り方については、平成16年1月1日施行の『貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律の一部を改正する法律』(平成15年法律第136号)附則において、この法律の施行後3年を目途として、その施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととなっており、引き続き検討を行っていく。				
資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化(金融庁)	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討を行う。	検討	検討		(金融庁) 資産対応証券への投資判断が流動化対象資産の内容に依存するものであることを踏まえれば、開発型流動化案件においては、開発工事の結果として特定目的会社によって取得することになる資産の内容が特定され、それが特定目的会社によって確実に取得されることが投資家保護の観点から必要であり、これを証憑する書類を業務開始届出書等に添付することを求める現行規制の維持は必要との結論を得た。				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
特定目的会社の借入先の拡大 (金融庁)	貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行った上で、適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討し、結論を得る。	措置済						
個人情報の保護 (内閣府及び全省庁) <ITウの再掲>	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の全面施行(平成17年4月1日)に向け、関係施策の総合的かつ一體的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。 【個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)】	措置済			<ITウの再掲>			
消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 (経済産業省、金融庁)	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、引き続き検討する。 【金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)】 【経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(平成16年経済産業省告示第436号)】	措置済 (12月策 定)			(経済産業省) 「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(平成16年経済産業省告示第436号)」を平成17年4月1日に施行した。			
商品ファンドに関する申請・届出の簡素化 (金融庁、農林水産省、経済産業省)	登記簿等の添付書類等について、電子申請を活用して窓口を一本化する。	検討・結論	措置		(金融庁、農林水産省、経済産業省) 平成18年3月末日現在において措置済			
商品投資顧問業者の資本金要件の軽減 (経済産業省、農林水産省)	商品投資顧問業者の最低資本金を見直すことについて、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、検討する。	検討開始	結論		(農林水産省、経済産業省) 商品投資顧問業者の最低資本金について、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、引き下げる方向で検討を行い、結論を得る。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 指 定 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大(金融庁)	投資顧問業者の投資(助言)対象である有価証券について、証券取引法における有価証券定義の範囲に投資事業有限責任組合等の組合型投資スキームの出資持分を加える改正を行う。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】	措置済(12月施行)						
利害関係人の範囲の見直し(金融庁)	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人及び密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得た上で、所要の措置を講じる。	検討・結論	措置		(金融庁) 投資顧問業法施行令を改正し、所要の措置を実施(証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成17年政令第355号)(平成17年12月1日施行))			
赤字・赤枠規制の廃止(金融庁)	投資顧問業法第14条、第15条に規定する書面の交付に関し、赤字・赤枠規制を廃止することについて、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点を踏まえ、検討を行う。		検討		(金融庁) 他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点を踏まえ、検討を行っているところ。			
金融分野での規制・監督に関する透明性の改善(金融庁)	金融先物取引所および金融先物取引業協会について、自主規制の改廃等に際してパブリック・コメント手続きを実施することとし、その旨を周知する。	措置済						
政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化(金融庁)	投資信託法、投資顧問業法、資産流動化法の一部規定を「取引の公正の確保」に係るものとして位置付け、その検査権限を証券取引等監視委員会に委任するとともに、証券検査については、「財務の健全性等に係る検査」も含めて金融庁から証券取引等監視委員会に権限委任を行う。 【証券取引法の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】	法案成立、公布	措置 (7月施行予定)		(金融庁) 証券取引等監視委員会へ委任されている金融庁長官の証券会社等に対する検査権限の範囲の拡充を盛り込んだ証券取引法の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)が成立(平成17年7月1日施行)。			
対内直接投資等に係る事前届出業種(財務省、事業所管官庁)	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	逐次実施			(財務省) 主要先進国の外資参入規制の現状について、委嘱調査を実施した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
恩給の支払 (総務省)	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。	結論		平成19年4月以降できる限り早い時期に実施	(総務省) 金融機関等関係者のシステム整備状況を踏まえ、平成19年10月以降支払事務を民間金融機関においても行うこととする。			
税制に関する文書回答制度の見直し (財務省、国税庁)	a 税制に関する文書回答制度の活用実績等を分析した上で標準処理期間を設けることについて検討し、結論を得る。		検討・結論		(財務省、国税庁) 文書回答手続において、原則3ヶ月以内に回答する規定を設けることとした(平成18年5月に関係通達を改正し、所要の整備を行った。)			
	b 将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。	検討			(財務省、国税庁) 租税回避等の悪用の可能性があるため、対象とするか否かも含め、引き続き慎重に検討していく予定である。			
税の質疑応答事例の公表等 (財務省、国税庁)	a 納税者の利便性を高めるため、できる限り多くの質疑応答事例を国税庁のホームページに掲載するなどの情報開示を積極的に行う。	逐次実施			(財務省、国税庁) 平成17年1月以降、納税者からの照会に対して回答した事例等のうち、他の納税者の方々の参考となるものを、「質疑応答事例」として、国税庁ホームページ上に逐次公表している。			
	b 海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。	逐次実施			(財務省、国税庁) 税に関する法令自体の公式な英訳が無い現状では、正確な法令解釈に関する情報の英訳を提供することはできないため、法令自体の公式の英訳化の状況も踏まえながら、英語版ホームページの内容充実を図る中で、引き続き検討を行う。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
固定資産税の納付様式の改善 (総務省)	<p>固定資産税等地方税の納税通知書・納付書に関し、具体的ニーズがあり、かつ、多額のコストがかかる恐れが少ないと考えられる以下の事項について、速やかに検討し、可能なものについては、地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。</p> <p>a 納税通知書・納付書・償却資産明細書を、希望する者に対して同封して送付すること</p> <p>b 納付書等の紙片について、共通名称を使用すること</p> <p>c 納付書等に都道府県名を記載すること</p> <p>d 納付書等の送付時期について、必要に応じて早期化すること</p> <p>【平成16年総税企第117号自治税務局企画課長通知】</p>	措置済(6月通知)						
地方税の徴収の民間開放推進 (総務省)	<p>a 地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考える。</p> <p>したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。</p> <p>b 使用料、手数料等、公金の一部については民間による徴収が認められているが、地方公共団体の中には、公金全体に幅広く、その徴収を民間に任せることについての要望がある。このような要望を最大限実現するべく、このような公金の徴収について民間の活用を推進する。</p>		措置		<p>(総務省)</p> <p>「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところ。</p>			
			措置		<p>(総務省)</p> <p>適宜措置。</p>			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
21貿易保険の民間開放推進 (経済産業省)	a 貿易保険事業については、民間保険会社等による貿易保険事業への参入は法的にも実質的にも自由であることを明確にする。	措置済						
	b 国が行う貿易保険事業は民間が参入することが難しい又は現に期待できない部分に厳しく限定するとともに、そのような部分であっても将来的に民間が参入し、十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが利用者から見て明確になった時には国は当該部分から撤退する。	逐次実施			(経済産業省) 民間参入により十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが得られるかを見極めていくために、貿易保険分野における民間保険会社の参入状況等につき調査を行い公表したところであるが、今後とも引き続き民間保険会社の参入状況等のフォローアップを実施しその結果について貿易保険利用者に示していく所存。			
22日本貿易保険の組合包括保険制度に関する見直し (経済産業省)	a 独立行政法人日本貿易保険の組合包括保険制度については、組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、見直し内容の枠組について平成17年度中を目途に策定する。		措置		(経済産業省) 日本貿易保険では、平成18年度末までに組合包括保険制度の見直しを行ふべく、組合包括保険の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な見直しの枠組を策定し公表。			
	b また、利用者のニーズを十分踏まえて遅くとも平成18年度中に具体的な見直しを行う。			措置	(経済産業省) 上記見直しの枠組に基づき、現在、利用者等との調整を進めているところである。			
23若年退職給付の民間開放推進 (防衛庁)	若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。		措置		(防衛庁) 民間事業者へのヒアリング(平成18年2月~3月実施)を行い、当該ヒアリング結果を踏まえて、民間開放(包括的な業務委託等)する場合の問題点及び改善すべき事項を分析し、民間開放の進め方を検討している。 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」の動向をも踏まえつつ、平成18年8月を目途に結論を得、所要の措置を講ずる。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 せ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
24中小企業者に対する債務保証制度の見直し及び保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大 (経済産業省)	部分保証については、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められており、これまで一部制度で部分保証を導入してきたところであるが、中小企業者への影響にも十分に配慮して検討を行う。また、譲渡対象先の拡大についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ検討を行う。	検討			(経済産業省) 平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告を踏まえ、これまで原則100%保証だった制度から、部分保証等の信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る制度を導入することを決定するとともに、同年8月1日に改正政令等を施行し、中小企業再生支援協議会等の公的再生支援機関が策定支援した再建計画及び私的整理ガイドラインに基づいた再建計画による場合に、再生ファンド及びサービスへの譲渡を認めることとした。			
25地方公共団体の使用料等(医療費等)の収納方法について (総務省)	クレジットカードによる使用料等の収納に関する研究会を開催し、現行制度の検証、関係業界等に対するヒアリング等を行った上で、第三者弁済方式を用いたクレジットカードによる使用料・手数料等の収納方法の導入について検討し結論を得る。		検討・結論		(総務省) 第28次地方制度調査会の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(平成17年12月9日)を踏まえ、クレジットカードによる使用料等の公金の支払いが可能となるよう、地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。			
26中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用について、当該利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を発出し、指導・監督を徹底する。 (経済産業省)	中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用について、当該利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を発出し、指導・監督を徹底する。	措置済						